

令和5年度 第2回市長会議次第

令和5年7月18日（火）
大田原市役所3階 301・302 会議室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 開催市市長あいさつ
- (3) 栃木県総合政策部長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会務報告について
 - ① GIGA スクール構想の実現に向けた財政支援に関する緊急要望
 - ② 保育の充実に関する緊急要望
 - ③ 第93回全国市長会議決議
- (2) 各種後援について
 - ① 第4回宇都宮大学コラボレーション・フェア
 - ② 令和5年度栃木県青年農業者海外短期派遣研修
 - ③ 関東大震災100年リレーシンポジウム栃木
 - ④ 令和5年度浄化槽トップセミナー栃木

4 協議事項

- (1) 令和4年度栃木県市長会歳入歳出決算について
※原案のとおり決定
 - ① 令和4年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書
 - ② 令和4年度栃木県市長会財産に関する調書
 - ③ 監査の意見書
- (2) 令和6年度法令外負担金審議の基本方針（案）について
※原案のとおり決定
- (3) 栃木県市長会代表役職の推薦について
 - ① 栃木県社会福祉審議会
委 員（1名） →佐野市長に決定

5 その他

- (1) 国立大学法人宇都宮大学地域経営研究会のご案内について

6 閉 会

栃木県市長会会務報告

期 日	種 別	概 要
令 5.4.26 (水)	第 1 回 市 長 会 議	<p>栃木県自治会館において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 会務報告について</p> <p>① 抗原定性検査キットの配布継続について</p> <p>② とちぎ公労使共同宣言</p> <p>(2) 市長会長及び副会長の役職について</p> <p>(3) 全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について (前期)</p> <p>〔協議〕</p> <p>(1) 栃木県市長会役員改選について</p> <p>会 長 宇都宮市長 副会長 鹿沼市長 監 事 日光市長、那須烏山市長</p> <p>(2) 役員・委員の推薦について</p> <p>① 全国市長会</p> <p>理 事 鹿沼市長 評議員 佐野市長、矢板市長、さくら市長</p> <p>② 全国市長会関東支部</p> <p>理 事 那須烏山市長 監 事 下野市長</p> <p>③ 栃木県市長会代表役職</p> <p>ア 栃木県国土利用計画地方審議会 委 員 小山市長</p> <p>イ (公財) 栃木県国際交流協会 評議員 真岡市長</p> <p>ウ (公社) とちぎ環境・みどり推進機構 理 事 矢板市長</p> <p>エ (公財) 栃木県育英会 理 事 さくら市長</p> <p>オ 栃木県競技力向上対策本部 委 員 足利市長</p> <p>カ 「文化と知」の創造拠点整備構想策定検討委員会 委 員 栃木市長</p> <p>(3) 県に対する要望について (春季) 18件</p> <p>① 部活動の地域移行に係る人材確保について</p>

期 日	種 別	概 要
		② MICE開催支援制度の新設について ③ 放課後児童クラブにおける低所得者世帯等に対する利用料助成への支援について ④ 空き家対策に関する財政支援について ⑤ インボイス制度に伴うシルバー人材センターへの配慮について ⑥ コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う生活者及び事業者への一体的な支援について ⑦ こども医療費助成制度の見直しについて ⑧ 消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について ⑨ 特別支援教育に係る人的・財政的支援について ⑩ ICT環境整備に係る財政的支援及び補助事業等の長期的継続について ⑪ 小中学校における英語教育充実に対する支援について ⑫ 栃木県相談支援従事者初任者研修の拡充について ⑬ カーボンニュートラル実現に向けた支援について ⑭ 公共交通に対する助成制度の要件緩和について ⑮ 消防団の免許取得に係る費用の助成について ⑯ 不妊治療費の助成について ⑰ 産後ケア事業のマニュアル策定に対する支援について ⑱ 気候変動に対応したかんぴょう栽培について (4) 国に対する要望について ① 全国市長会関東支部提出議案 ② 国に対する要望（新規）14件 [その他] (1) 栃木県市町村長会議の協議案件について
令 5. 5. 12 (金)	要望書(県)の提出	第1回市長会議で決定した県に対する要望18件について、正副会長が直接知事と面談し、要望書を提出した。
令 5. 5. 16 (火)	全国市長会 関東支部役員会	千葉県千葉市「ホテルニューオータニ幕張」において開催され、次の事項について協議を行い、原案のとおり決定した。 [協議] (1) 総会運営について (2) 都県市長会提出議案の取り扱いについて (3) 次期役員の前定について (4) 介護保険対策特別委員会委員の推薦について (5) 環境対策特別委員会委員の推薦について (6) 令和4年度全国市長会関東支部歳入歳出決算について

期 日	種 別	概 要
令 5. 5. 17 (水)	第 1 1 2 回 全 国 市 長 会 関 東 支 部 総 会	千葉県千葉市「東京ベイ幕張ホール」において開催され、次の事項について協議を行い、原案のとおり決定した。 〔協議〕 (1) 議案審議 ① 令和4年度全国市長会関東支部歳入歳出決算について ② 令和5年度全国市長会関東支部歳入歳出予算について ③ 都県市長会提出議案について ④ GIGA スクール構想の実現に向けた財政支援に関する緊急決議 ⑤ 保育の充実に関する緊急決議 (2) 役員改選 ① 関東支部支部長、副支部長及び監事の選出について ② 関東支部理事の選任について ③ 全国市長会副会長、理事、評議員の推薦について (3) 次期総会主催都県市長会の決定について
令 5. 5. 25 (木)	令 和 5 年 度 栃 木 県 市 町 村 長 会 議	本会及び町村会提出の協議事項4件他、県提出の協議事項が協議された。 (1) 市長会・町村会提出協議事項 ① 部活動の地域移行にかかる人材確保について ② 2050年カーボンニュートラル実現に向けた市町への支援について (2) 県提出協議事項 ① 栃木県スポーツコミッション（仮称）の設立について (3) 報告事項 ① ふるさと納税制度の活用について ② 栃木県誕生150年記念行事の実施等について ③ 重層的支援体制整備事業の実施について ④ 中山間地域の特色を活かした農業モデルの創出と移住・定住の推進について ⑤ 本県における盛土等安全対策について ⑥ 次期県立高等学校再編計画の策定について ⑦ 「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」に向けた警備諸対策の推進について

期 日	種 別	概 要
令 5. 5. 26 (金)	秘書担当係長 連絡会議	<p>栃木県自治会館において開催し、次の事項について研修・意見交換を行った。</p> <p>[研修] 「秘書業務について」 下野市総合政策課秘書広報室 室長 添野 真宏 氏</p> <p>[意見交換]</p> <p>(1) 栄典事務 [国の叙位叙勲、県の自治功労表彰、市の市政功労表彰] における過去に表彰を辞退する意向を示した候補者 (政党関係者) の取り扱いについて</p> <p>(2) 市長・副市長の随行者について</p> <p>(3) 市長交際費の支出対象者等について</p> <p>(4) 秘書業務の体制について</p>
令 5. 6. 6 (火)	要望書(国)の提出	<p>第112回全国市長会関東支部総会において決定されたGIGAスクール構想の実現に向けた財政支援に関する緊急決議について、県選出自民党国会議員に対し、要望書を提出した。</p>
令 5. 6. 6 (火)	全国市長会 理事・評議員 合同会議	<p>東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。</p> <p>[報告]</p> <p>(1) 会務報告</p> <p>(2) 諸会議の開催状況等について</p> <p>(3) その他</p> <p>[協議]</p> <p>(1) 自治功労者の表彰について</p> <p>(2) 第93回全国市長会議の日程及び運営について</p> <p>(3) 第93回全国市長会議への提出議案の取扱いについて</p> <p>(4) 第93回全国市長会議への提出決議案等について</p> <p>(5) 次期役員等の選任について</p>
令 5. 6. 6 (火)	全国市長会 各分科会	<p>東京都千代田区「ルポール麹町」、「J A共済ビル」、「全国都市会館」及び「東京ガーデンテラス紀尾井町」において開催され、各支部提出議案が審議された。</p>
令 5. 6. 6 (火)	全国市長会 市長フォーラム	<p>東京都千代田区「日本都市センター」において、次のとおり開催された。</p> <p>[特別講演] 「デジタル空間とどう向き合うか ―「情報的健康」のすすめ―」 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 山本龍彦氏</p>

期 日	種 別	概 要
令 5. 6. 7 (水)	第 9 3 回 全 国 市 長 会 議	次の事項について協議等を行い、原案のとおり決定した。 (1) 会務報告 (2) 令和3年度全国市長会決算報告 (3) 令和5年度全国市長会予算承認 (4) 各支部提出議案審議経過及び結果報告 (5) 決議案審議 (6) 役員改選
令 5. 6. 20 (火)	要望書(国)の提出	第93回全国市長会議において決定された決議について、県選出国會議員に対し、要望書を提出した。
令 5. 6. 28 (水)	秘書事務担当者 研 修 会	栃木県庁において、県市町村課と県民プラザ室による庁舎案内等の研修を行ったほか、秘書事務担当者間で意見交換、情報交換を行った。
令 5. 7. 12 (水)	全 国 市 長 会 各 委 員 会	行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、決議及び重点提言、今後の運営等について協議した。
令 5. 7. 12 (水)	全 国 市 長 会 理 事 ・ 評 議 員 合 同 会 議	東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 (1) 決議・重点提言・提言について (2) 諸会議の開催状況等について (3) その他 〔協議〕 (1) 理事・評議員合同会議及び委員会開催要領(案)について

栃市長会第76号
令和5年6月6日

県選出自民党国会議員 様

栃木県市長会
会長 佐藤 栄一

全国市長会関東支部緊急決議の実現方についてのお願い

平素は、県内各市発展のため格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、去る5月17日開催の全国市長会関東支部総会において決定いたしました「GIGA スクール構想の実現に向けた財政支援に関する緊急決議」を送付させていただきます。

GIGA スクール構想で整備された1人1台端末は、Society5.0の公教育に不可欠のインフラであるとともに、子供政策やデジタル田園都市構想、デジタル人材供給等をはじめ、様々な国策と密接に紐づく重要政策と認識しています。

各市で整備しました、児童生徒一人ひとりの端末機器等につきましては、早ければ令和6年度にも更新期を迎える自治体がある中、対応を自治体任せにすれば、財政状況により十分な措置ができない自治体が続出し、教育の機会均等が失われるばかりか、様々な国策遂行にも大きな支障をきたすことになるものと考えます。

つきましては、決議事項の実現に向けて特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

G I G Aスクール構想の実現に向けた財政支援に関する緊急決議

「G I G Aスクール構想の実現」に向けて、校内通信ネットワークの整備費用及び児童生徒1人1台端末の導入費用について国庫補助を受け、小中学校においてI C T環境の整備を行い、児童生徒のI C T機器を最大限に活用した授業の推進をしているところである。

しかし、令和元年12月に同構想が発表されてから3年余が経過したが、今後、パソコンなどのI C T機器端末の耐用年数や経年劣化による故障等による費用が多額になることが予想され、地方自治体の財政に多大な影響を及ぼすこととなる。また、子育て世帯の流入により児童生徒数が増加している市では、既に整備した機器数では不足することや、今後ソフトウェアの更新、機器の保守管理等の維持に係る経費等の費用について継続的な財政負担が生じることが見込まれる。

については、G I G Aスクール構想の実現に向けて、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

- 1 I C Tを活用した教育を安定的に推進するため、ソフトウェアや端末の更新費用、端末の修理費用等に係る国の財政的支援を拡充すること。また、財政支援の際には、地方交付税による地方財政措置ではなく、恒常的な国庫補助制度による財政支援を行うこと。併せて財政支援の具体的な方針を早期に示すこと。
- 2 I C T機器の管理・保守、サポートや各学校のインターネット回線利用に係る経費等、I C T機器を活用した教育環境の維持に係る経費について、地域の実情に見合った十分な財政措置を行うこと。
- 3 新たなI C T機器及びI C T環境導入に係る費用について、地域の実情に見合った財政支援を行うこと。

以上決議する。

令和5年5月17日

全国市長会関東支部

事務連絡
令和5年6月8日

全国市長会関東支部
各都県市区長会会長 様

全国市長会関東支部
支部長 井崎 義治
(公印省略)

保育の充実に関する緊急要望に対する要望活動の実施について（報告）

当支部の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月17日の全国市長会関東支部総会において緊急決議された、「保育の充実に関する緊急要望」（別添）については、6月6日に小倉内閣府特命担当大臣に要望活動を実施いたしましたのでご報告いたします。

全国市長会関東支部事務局（千葉県市長会）
〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央
4-17-8 千葉県自治会館
TEL 043-311-4150 FAX 043-222-8443
E-mail : kikaku@chiba-shichoukai.jp

内閣府特命担当大臣

衆議院議員 小倉 將信 様

保育の充実に関する緊急要望

令和5年6月6日

全国市長会関東支部

少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、国民が安心して子どもを産み育てられる社会の実現が必要である。国は、令和元年10月に3歳児から5歳児について保育料を無償化し、多子世帯については、基本的に小学校就学前児童の数を数えて第2子を半額、第3子以降を無償としている。今後、若い共働き世帯の負担を減らし、少子化に歯止めをかけるため、保育料の無償化の拡大は非常に重要な政策であるが、行うことができる地方自治体は限られる。一方で、0～2歳児は家庭で子育てしている割合も高く、保育を利用しない家庭への支援策も併せて実施する必要があると考える。

また、国が、令和5年3月31日に公表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、保育士の配置基準の改善が示されている。保育士の配置基準の改善は、子どもの発達・成長支援、安全性の向上、保育の質の向上、さらには配慮を必要とする子どもの増加への対応、保育士の負担軽減など、保育現場で多くの課題を抱える地方自治体にとって重要である。

一方で、保育士不足は解消されておらず、公定価格の高い都市部と、低い地域の間で保育士の獲得競争が繰り広げられ、一部の地方自治体では保育士の処遇改善のための補助を行って保育士を獲得せざるを得ない状況である。

については、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

- 1 0から2歳児についても保育料の無償化を、国の責任と財政負担により、全国一律に行うこと。併せて、保育を利用せず家庭で子育てしている世帯への支援策の拡充を図ること。

- 2 無償化に伴う待機児童の増加対策として、公立の保育施設を含め、施設整備に対する助成制度の拡充を行うこと。

- 3 保育士の配置基準の見直しを確実に進めるとともに、無償化に伴う待機児童の増加の影響も加味し、国の責任と財政負担により、保育士確保並びに保育士の処遇改善を一体的に進めること。

令和5年6月6日

全国市長会関東支部 支部長 井崎 義治

栃市長会第92号
令和5年6月20日

県選出国會議員 様

栃木県市長会
会長 佐藤 栄一

第93回全国市長会議（総会）決議の実現についてのお願い

平素は、県内各市発展のため格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。見出しのことについて、去る6月7日に開催いたしました第93回全国市長会議において、別紙のとおり決議を決定いたしましたので、送付させていただきます。

「こども・子育て施策の充実強化に関する決議」については、中期的な観点も含め、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心してこどもを産み育てることのできる社会の実現に向け、特段の措置を講じるよう求めるものであります。

「物価高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化に関する決議」については、コロナ禍や物価高騰等の影響により疲弊している地域経済を回復させ、さらに、ポストコロナを見据えた活力ある地域を創造できるよう、機動的、弾力的な支援を講じるよう求めるものであります。

「デジタル社会の推進と新たな地方創生の実現に関する決議」については、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、必要な措置を講じるよう求めるものであります。

「国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議」については、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、迅速かつ万全の措置を講じるよう求めるものであります。

「都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議」については、都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、都市税財源の充実強化及び地方分権改革の推進を図るよう求めるものであります。

「東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議」については、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、特段の措置を講じるよう求めるものであります。

「参議院議員選挙制度改革に関する決議」については、合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう、特段の措置を講じるよう求めるものであります。

つきましては、これら決議事項の実現に向けて特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国市長会
決議

令和5年6月7日
第93回全国市長会議決定

目 次

こども・子育て施策の充実強化に関する決議	1
物価高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化に関する決議	3
デジタル社会の推進と新たな地方創生の実現に関する決議 ..	5
国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議	7
都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議 ..	11
東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議	14
参議院議員選挙制度改革に関する決議	19

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

2022年の出生数は過去最少の80万人を割り込み、僅か5年間で20万人近くも減少している。このまま出生数が急激な減少を続けると、経済活動は縮小し、社会保障制度や地域社会の維持に支障が生じかねず、一刻の猶予も許されていない。

少子化は、日本の未来を左右する喫緊の課題であり、若い子育て世帯だけでなく、老若男女問わず全ての国民に影響を及ぼす事案であるとともに、地域の存亡に関わる切実な問題でもある。

そのような中、先般、こども家庭庁が創設されるとともに、「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育ての政策と目指す将来像を示し、具体的な施策や財源のあり方の議論を行い、骨太の方針2023までに、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとされている。

については、国は、中期的な観点も含め、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心してこどもを産み育てることのできる社会の実現に向け、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. こども・子育て政策の強化に当たっては、国が中心となって進めていくべきものと、都市自治体が地域の実情に応じて独自に行う取組とが相まって、実施されることが重要である。こども・子育ての基本となるべき施策については、特に、地域格差を生じることのないよう国の責任において財源も含めて措置すること。

また、併せて、都市自治体独自の取組やこども・子育て政策の強化に地方が安心して取り組めるよう、自由度の高い交付金を創設するなど、安定的な税財源を確保すること。

2. 子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子ども医療費については、全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。

3. 試案に示されている職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度(仮称)の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、現場を抱える基礎自治体の意見を尊重すること。
4. 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。
また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。
5. すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援、居場所づくり支援及び経済的支援等について、必要な措置を拡充するとともに、抜本的な解決につながる制度の構築を行うこと。
また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な措置を講じること。

以上決議する。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会

物価高騰等を踏まえた 地域経済対策の充実強化に関する決議

これまで国は新型コロナや物価高の克服に向けて累次にわたる対策を実施し、我々、都市自治体も感染拡大防止と社会経済活動の両立に尽力してきたところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の「5類」への移行により、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進んでいる中、依然として住民生活や地域経済は厳しい状況におかれている。

加えて、昨今の国際的な原材料価格の上昇などの影響により、エネルギー・食料品等の価格高騰が続いていることから、地域住民や事業者、都市自治体の経済・財政的負担は、日々重くのしかかっており、引き続き、地域経済の再生に向けた具体的施策を迅速かつ強力に実施することが求められている。

については、国は、コロナ禍や物価高騰等の影響により疲弊している地域経済を回復させ、さらに、ポストコロナを見据えた活力ある地域を創造できるよう、下記事項について、今後の経済情勢も踏まえて、機動的かつ万全な措置を講じられたい。

記

（事業者支援の充実）

地域の事業者はコロナ禍や物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている一方、事業の再構築やD X・G Xの推進等のポストコロナを見据えた取組、深刻化する人手不足への対応など、様々な困難な課題にも直面していることから、各種支援策について、今後も幅広く、継続的に実施するなど充実・強化すること。

また、事業者の債務も増大するなど経営環境は非常に厳しいものとなっており、新型コロナに係る融資の返済も本格化することなどを踏まえて、融資の返済猶予、返済負担の軽減等について事業者の実情に応じて柔軟に対応すること。

（エネルギー価格高騰対策）

電力、ガス、燃料油などのエネルギー価格の急激な上昇により影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するため、今後も価格高騰の状況に応じて地域の実情を踏まえた必要な対策を機動的に講じること。

（農林漁業者支援の充実）

肥料・飼料・燃料油をはじめとする生産資材等の価格高騰により、生産コストが上昇し、農林漁業者の経営を圧迫していることから、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充するとともに、農畜産物の適正な価格形成に向けた国民理解の醸成を図ること。また、肥料・飼料等の国産化の推進等により、危機に強い安定供給体制を構築すること。

（防災・減災、国土強靱化の推進）

相次ぐ災害に屈しない国土づくりを進めるべく、防災・減災、国土強靱化を加速化するとともに、事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、補助単価等を現下の資材価格の高騰等の実態に即して見直しを行ったうえで、必要な財源を確実に確保すること。

（観光の活性化支援）

観光立国の復活に向けて、インバウンドの本格的な回復に向けた取組を推進するとともに、地域経済が回復するまで、国内需要喚起策を実施し、地域の「稼ぐ力」が強化されるよう支援すること。

また、受入環境の整備や観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなど、ポストコロナを見据えた地域づくりに都市自治体等が積極的に取り組めるよう、支援の充実を図ること。

（地域公共交通機関への支援）

地域公共交通は、住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、利用者の減少に加え、燃料費や物価高騰の影響を受けている各種交通事業者に対して、国において、持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援策を講じること。

以上決議する。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会

デジタル社会の推進と新たな地方創生の実現に関する決議

新型コロナウイルス感染症により、我が国の国民生活や経済活動に甚大な影響がみられ、東京一極集中のリスクの重大さが再認識され、コロナ禍を契機に地方への人の流れに今までにない大きな変化が見られた一方、感染の収束とともに、再び、東京一極集中の動きが顕在化したところである。

また、地域経済の低迷や、デジタル・トランスフォーメーションの進展、テレワーク・兼業といった新たな働き方の普及など、経済・社会に構造的な変化が生じている。

このような中、国においては、地方におけるデジタル実装を加速化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げている。

同構想も推進力として、今こそ、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図る大胆な政策を打ち出すことが必要である。

あわせて、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を図り、これまで積み上げてきた地方創生の取組についても一層強力に推進することが重要である。

（新たな地方創生の実現）

それぞれの地域がその活力を十分発揮し、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一丸となって取り組むことができるよう、国においては、我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を明確に示すこと。

また、新たな地方創生を実現するため、政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方拠点強化税制の延長・拡充、地方移住の推進など、地方への人や仕事の流れを作り出す施策を強力に推進すること。

（デジタル社会の推進）

デジタル田園都市国家構想が掲げるデジタル技術の活用は、人口減少が進む地方においてこそ、様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を充実するとともに、優良事例の横展開を促進すること。

あわせて、5G・光ファイバ等のデジタルインフラの速やかな全国展開やマイナンバーカードの利便性向上と利活用シーンの拡大など、デジタル社会の実

現に不可欠な基盤の整備を引き続き推進すること。

地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であるが、都市部への人材流出・偏在による弊害が懸念されることから、人材不足の解消はもとより、人材還流促進の取組を確実に実施すること。

また、都市自治体におけるデジタル人材の育成・確保についても、一般職と専門職双方において、具体的な取組がより一層進むよう、更なる支援措置を講じること。

（デジタル田園都市国家構想の推進と地方創生の実現に向けた財源の充実）

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を継続・拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

（地域公共交通の再構築）

地域公共交通は、地域住民の日常の移動手段として、また、交流人口を支える社会基盤として、地方創生を推進するうえで重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び充実やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

また、ローカル鉄道の再構築に当たっては、「廃止ありき」ではないことを改めて明確に示したうえで、沿線自治体や交通事業者等が推進する取組を積極的に支援すること。

以上決議する。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。近年においても、前線や台風による風水害が頻発しており、昨年8月3日からの大雨災害など、大規模な災害の発生により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されている。また、本年も5月5日に能登半島を震源とする地震等が発生したが、今後も、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。

さらに、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕、更新の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、新たな国土強靱化基本計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化の

ための5か年加速化対策」後も中長期的見通しのもと、国土強靱化の取組が着実に推進できるよう、引き続き対策を講じること。

- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、緊急防災・減災事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

- (3) 災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

2. 生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

橋梁、トンネル、河川施設、上下水道、公園、港湾施設等の構造物のうち、早急に措置を講ずべき施設については、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

さらに、再度災害の防止と施設機能の強化のため、災害時の改良復旧事業の更なる推進を図ること。

3. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
- (3) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、

実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

4. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

(1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方にに基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

(3) 土砂・豪雨災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備を推進するとともに、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

(4) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

(5) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定にあたっては、平時から地域や福祉と連携し、実効性のある計画が策定できるよう、引き続き、積極的に支援すること。

(2) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る

行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

- (3) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和6年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。

6. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。
- (3) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

7. 避難所施設の防災機能強化対策について

災害発生時に避難所となる体育館等について、空調設置など防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議

我が国の景気は、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあり、緩やかに持ち直しているものの、ウクライナ情勢等により原油価格・物価が高騰するなど、先行きは不透明であり、今後の地方財政を取り巻く環境は厳しいものになることも想定される。

もとより、今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

このような状況の下、地方が責任を持って感染症の拡大防止を図り、コロナ禍からの地域経済の回復を確実なものとするとともに、現下の原油価格・物価高騰等に対応するためには、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供する必要があり、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

加えて、都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等、地方の発意を活かした地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

国においては、以下のとおり、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化及び地方分権改革の推進を図るよう強く求める。

（原油価格・物価高騰対策等に係る地方財源の確保）

コロナ禍で疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の原油価格・物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

（地方一般財源総額の確保）

長引いたコロナ禍や現下の原油価格・物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明

な状況となっていることから、こども・子育て政策の強化をはじめ社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

なお、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

（軽自動車税等の確保）

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい

中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

（地方分権改革の推進）

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。

あわせて、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力義務」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和5年3月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等については現下の資材価格の高騰等の実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上決議する。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会

東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 12 年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

令和 7 年度までの「第 2 期復興・創生期間」において、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、国は、令和 5 年 1 月 13 日の「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」において、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を改訂するとともに、ALPS 処理水の海洋放出を開始する時期について令和 5 年春から夏頃となる見込みを確認したが、処理水が海洋放出されれば、水産業等への風評被害の発生は必至であり、甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

2. 復興のための道路網の整備促進について

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

- (2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度とともに、安定的な財源を確保すること。
- (3) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。
- (4) 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後に新たに発生した事案等に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- (5) 仮置場としての利用を終えた用地への集会所など住民の福祉向上に資する施設整備に対し、財政措置を講じること。
- (6) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

また、ALPS処理水の処分については、厳格なモニタリングを行うことや国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うなど、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。あわせて、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を発生させないために、国が責任を持って対策を講じること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて積極

的に検証を進め、放射性物質の測定にかかる費用については、令和6年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

- (7) ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評被害を発生させないための万全の対策を取ってもなお、風評被害が発生する場合には、被害の実態に見合った賠償が確実になされるよう、東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、都市自治体が実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

- (8) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、国内外を問わず出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

- (9) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

- (10) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

- (11) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。

- (12) ALPS 処理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種 PR 事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。
- (13) 帰還者のための災害公営住宅等について、子育て環境の整備など、地域活力の向上に資する施設としての多様な活用を可能とすること。

4. 原子力災害からの復興・再生について

- (1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。
- (2) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。
- (4) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。
また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。
- (5) 福島国際研究教育機構（F－R E I）について、早期に福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築し、定期的な情報共有や意見交換の機会を設けるとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って予算を確保すること。
- (6) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県が連携して対策を強化すること。
- (7) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度

からより実践的な取組が行われるよう努めること。

5. 原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、透明性向上に取り組むとともに、適格性について、継続的かつ厳格に評価、指導すること。

以上決議する。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和4年7月に行われた合区による3度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が前回に続き全国最低の投票率45.72%を記録し、鳥取県は過去最低の投票率を更新する結果になるなど、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、前回より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会

後援名義使用承認申請書

令和5年5月22日

栃木県市長会
会長 佐藤 栄一 様

申請者
住 所 栃木県宇都宮市峰町 350
氏 名 宇都宮大学長 池田 宰

下記の行事について、後援名義の使用を承認くださるよう申請します。

記

- 1 行事名
第4回宇都宮大学コラボレーション・フェア
- 2 行事の主催者（共催を含む。）後援者等
【主催】宇都宮大学
【後援】宇都宮大学産学交流振興会/栃木県/栃木県市長会/栃木県町村会/
下野新聞社 ※後援については現在調整
- 3 行事の趣旨
産学官金連携の更なる強化
- 4 実施時期
令和5年9月22日（金）
- 5 実施場所
マロニエプラザ
- 6 参加対象者
宇都宮大学、栃木県、県内市町、県内企業、県内金融機関、一般見学者 等
- 7 その他参考事項（資料添付）
前回（令和4年度）チラシ
なお、広報物（パンフレット及びポスター等）の配布及び掲示については令和
5年6月下旬から開始予定です。



【趣旨】

- 目的：持続可能な地域の未来を共に創るため、連携を深め、地域に貢献する
- テーマ：産学官金連携のさらなる強化（シーズとニーズの出会いを加速）

【名称】 第4回宇都宮大学コラボレーション・フェア**【日時】** 令和5年9月22日（金）13：00～17：00（懇親会：17:20～18:30）**【場所】** マロニエプラザ大展示場（栃木県宇都宮市元今泉6-1-37）**【プログラム】****第Ⅰ部：講演会&パネルディスカッション：13：00～14：30（小展示場）：300 人来場**

- テーマ：DX/DDの動きが加速する中での産学官金連携の在り方

<講演会：DX/DDに向けた取り組み>

①(仮)地域企業の持続的発展に向けて(企業が取り組むDX/DD)【産】

- 栃木県経済同友会（5月中に是非を含め判断を依頼）

②(仮)DX/DDに向けて(産業データプラットフォームの構築等)【官】

- 栃木県産業労働観光部担当者（5月中に確定）

③(仮)データ駆動型社会の実現に向けて(データサイエンス経営学部の新設)【学】

- 宇都宮大学 長谷川教授（説明・依頼済み(4/24)、3パネル展示）

<パネルディスカッション：データ駆動型社会における産学官金連携の在り方>

- コーディネーター：宇都宮大学：吉澤機構長

パネラー：栃木県経済同友会

栃木県産業労働観光部担当者

宇都宮大学 長谷川教授

第Ⅱ部：ポスター・セッション：14：40～17：00（大展示場）：1,000 人来場想定

<パネル展示：250～300ポスター(前回131ポスター)>

- 企業等：50～100ポスター(前回13ポスター)：300 人来場想定

- 大学等：150ポスター(前回91ポスター)：450 人来場想定

- 行政：50ポスター(前回27ポスター)：150 人来場想定

- 金融・マスコミ等：10パネル(前回1パネル)：30 人来場想定

第Ⅲ部：懇親会：17:20～18:30（小展示場）**【主催】** 宇都宮大学**【後援】** 宇都宮大学産学交流振興会・栃木県(確認済)

栃木県市長会・栃木県町村会(5/15訪問)／下野新聞（訪問予定）

後援名義使用承認申請書

栃農公第111号
令和5(2023)年6月8日

栃木県市長会長 佐藤 栄一 様

申請者 住所 宇都宮市一の沢 2-2-13
氏名 公益財団法人 栃木県農業振興公社
理事長 青柳 俊明

下記の行事について、後援名義の使用を承認くださるよう申請します。

記

- 1 行事名 令和5(2023)年度栃木県青年**農業者**海外短期派遣研修
- 2 主催者 公益財団法人 栃木県農業振興公社
- 3 行事趣旨 青年農業者の海外短期派遣研修は、農業後継者育成確保基金事業として昭和62年度から実施しており、国際化に対応できる経営感覚に優れた農業者を育成することを目的としています。
今年度は、栃木県が目指す方向性を踏まえ、多様な販路開拓として「農産物輸出」やカーボンニュートラル社会の実現に向けた「環境配慮」について視察研修を行います。
- 4 期間 令和5(2023)年10月26日(木)から11月2日(木)
- 5 視察先 オランダ、ドイツ
- 6 対象者 令和5(2023)年4月1日現在、18歳から44歳でかつ、栃木県内に就農している者若しくは将来的に栃木県内へ就農することに強い意欲を持っている学生等(高校生は除く)であって、研修後も農業の担い手として期待できる者であり、市町長の推薦を受けた者
- 7 その他参考資料 別紙実施要領(案)参照



令和5(2023)年度栃木県青年農業者海外短期派遣研修実施要領(案)

1 目的

農業後継者育成確保基金事業として、明日の本県農業を担う青年農業者をヨーロッパに派遣し、海外先進農業施設や農業政策等について調査研修することにより、国際的な視野を培うとともに青年農業者の資質の向上を図り、地域の発展に活躍できる多彩な人材を育成することを目的とする。

2 主催

公益財団法人 栃木県農業振興公社

3 後援

栃木県、栃木県市長会、栃木県町村会、栃木県農業会議、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県農業共済組合、公益財団法人栃木県畜産協会、栃木県土地改良事業団体連合会、栃木県農業者懇談会

4 派遣時期

令和5(2023)年10月26日(木)～11月2日(金)までの8日間

5 派遣国

オランダ、ドイツ

6 派遣人員

12名程度

7 派遣研修の主な内容

大規模農家(施設園芸、酪農、土地利用型、有機農業)視察(輸出や環境配慮に取り組む青年農業者との意見交換含む)、量販店・市場調査(花き、有機農産物)、各国の農業政策(輸出、カーボンニュートラル)等

8 日程

別紙のとおり(研修日程は都合により変更あり)

9 応募者の資格

研修希望者は、下記の要件を全て満たしている者

- (1) 令和5(2023)年4月1日現在、18歳から44歳で、かつ、栃木県内に就農している者若しくは将来的に栃木県内へ就農することに強い意欲を持っている学生等(高校生は除く)であって、研修後も農業の担い手として期待できる者であり、市町長の推薦を受けた者。
- (2) 心身ともに健康で協調性に富み、計画に従って規律ある団体行動ができる者。
- (3) 過去に公費による海外研修等に参加した者にあつては、研修終了後2か年を経過していること。

1 0 応募の方法及び手続き

- (1) 研修希望者は、研修参加申込書（別紙様式－1号）に必要事項を記入し、原則として本人の居住する市町（農政担当課）に、農業法人勤務者にあつては法人所在地の市町（農政担当課）に、令和5(2023)年8月25日（金）までに申し込む。
- (2) 申し込みを受理した市町は、(1)で提出された書類に推薦書（別紙様式－2号）を添えて令和5(2023)年9月1日（金）までに、所管農業振興事務所長に提出する。
- (3) 農業振興事務所長は、(2)で提出された書類に意見書（別紙様式－3号）を添えて令和5(2023)年9月8日（金）までに、公益財団法人栃木県農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

1 1 研修生の決定

- (1) 理事長は、推薦書及び意見書等を基に書類審査により研修生を決定する。
但し、研修希望者が定員を超えた場合は面接等を下記12の選考会において実施する。
- (2) 理事長は、研修生を決定した場合、研修希望者及び関係機関に通知する。
- (3) 通知を受けた研修生は、研修参加誓約書（別紙様式－4号）を事前研修会までに理事長に提出しなければならない。
- (4) 研修生として決定された者が、派遣前及び派遣の途中において研修生として不適当と認めるときは、研修生としての資格を取り消すことがある。
- (5) 派遣の途中に研修生としての資格を取り消された者は別に定めるところにより処理する。

1 2 今後の予定

区 分	月 日	場 所	内 容
研修生選考会	令和5(2023)年 9月 19日（火）	宇都宮市内	面接等、定員超過の場合
第1回事前研修会	令和5(2023)年 9月 27日（水）	宇都宮市内	自己紹介、研修概要説明、研修テーマ決定等
第2回事前研修会 結団式	令和5(2023)年10月13日（金）	宇都宮市内	各国農業事情、研修上の諸注意
事後研修会 解団式	令和5(2023)年12月 1日（金）	宇都宮市内	研修の成果及び今後の取組

1 3 報 告

研修生は、研修の成果を別に定めるところにより理事長に報告するものとする。

1 4 研修負担金

(1) 研修負担金は、384,000円とする。

研修負担金には、交通費および諸税、宿泊代、サービス料、食事代、視察研修費、海外旅行傷害保険代等が含まれる。

(2) 研修負担金は令和5(2023)年10月10日(火)までに下記口座に振り込むものとし、振込手数料は研修生の負担とする。

(3) 研修負担金には、本人の責に帰すべき疾病、事故等による治療費は含まれない。

(4) 振込先

振込先金融機関	足利銀行 宇都宮西支店
口 座 番 号	普通預金 2580175
名 義 人	農業青年海外派遣研修実施委員会 事務局長 佐藤 雅彦 (サトウ マサヒコ)
住 所	宇都宮市一の沢2-2-13 (栃木県農業振興公社内)

1 5 その他

(1) 本要領のほか必要な事項については、別に定めるものとする。

(2) 本研修事業の旅行業務については、旅行会社に委託する。

(3) 本研修事業に要する経費の一部については「農業後継者育成確保基金」から支援する。

後援申請書

令和5(2023)年6月1日

栃木県市長会長 佐藤 栄一 様

申請者 住 所 宇都宮市埴田1-1-20

団 体 名 栃木県

代表者名 栃木県知事 福田 富一

下記の行事について、貴団体の後援名義を借用したく申請します。

なお、名義借用に当たっては、次の事項を遵守します。

- (1) 目的が社会、文化の向上に寄与すること
- (2) 政治的、または宗教的活動を内容としないこと
- (3) 私的な利益目的でないこと
- (4) 公序良俗に反しないもの、その他反社会的なものでないこと

記

1. 行 事 の 名 称 関東大震災100年リレーシンポジウム栃木
2. 主 催 者 名 国土交通省関東地方整備局、栃木県
3. 行 事 内 容 基調講演、パネルディスカッション
4. 開 催 日 時 令和5年7月27日(木)
5. 会 場 栃木県総合文化センター 特別会議室
6. 入場料・入場者数 無料・200名(予定)
7. 後 援 予 定 者 名 栃木県市長会、栃木県町村長会、宇都宮大学、宇都宮共和大学※、
作新学院大学※、下野新聞社、とちぎテレビ※、NHK宇都宮放送
局※、エフエム栃木※、栃木放送※、(公財)栃木県地域づくり機
構※、(公財)栃木県公園福祉協会※、(公財)とちぎ建設技術セ
ンター、足利銀行※、栃木銀行※、(一社)栃木県建設業協会、(一
社)栃木県測量設計業協会、(※申請中)
8. 担当者及び連絡先 栃木県県土整備部監理課 五月女 俊幸
(含むE-mail) TEL 028-623-2386
E-mail soutomet05@pref.tochigi.lg.jp



以上

関東大震災 100 年リレーシンポジウム栃木

～首都直下地震時の広域支援における栃木県の役割～

(開催概要)

日 時 令和5年7月27日(木) 13時30分から15時30分まで

場 所 栃木県総合文化センター特別会議室

(栃木県宇都宮市本町1-8)

主 催 国土交通省関東地方整備局、栃木県

行事内容

【挨拶】 栃木県知事、関東地方整備局長

【基調講演】 羽藤英二 東京大学教授

【パネルディスカッション】

- ・羽藤英二 東京大学教授(コーディネーター)
- ・白石智子 宇都宮大学准教授(パネリスト)
- ・渡辺美知太郎 那須塩原市長(パネリスト)
- ・稲葉茂 栃木県防災士会会長(パネリスト(調整中))

環循適発 2305223 号

令和5年5月22日

栃木県市長会会長 佐藤 栄一 殿

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

(公印省略)

後援名義使用の承認について (申請)

下記のとおり、後援の名義使用の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開催行事名

令和5年度浄化槽トップセミナー栃木

2 目的・趣旨

主として地方公共団体の長、議会議員等、地方公共団体の政策決定に携わる者並びに浄化槽行政担当者等を対象に、経済的・効率的な生活排水処理施設である浄化槽の特徴や地域の実情に合った整備手法の提案・説明を行い、理解を得ることを目的とする。

3 開催日時

令和5年10月27日(金) 予定

4 開催場所

ライトキューブ宇都宮 (宇都宮市宮みらい1-20) 予定

5 参加対象

市町村長、県及び市町村議会議員等の地方公共団体の政策決定に関わる者、浄化槽行政関係者

6 主催者、協賛者

主催者：環境省

協賛者：全国浄化槽推進市町村協議会、栃木県浄化槽推進協議会、
(公財)日本環境整備教育センター、(一社)浄化槽システム協会、
(一社)全国浄化槽団体連合会、(一社)栃木県浄化槽協会



令和5年度浄化槽トップセミナー栃木 実施計画（案）

1. 開催目的・対象

主に地方公共団体の長、議会議員等、地方公共団体の政策決定に携わる方や浄化槽行政担当者等を対象に、経済的・効率的な生活排水処理施設である浄化槽の特徴や、地域の実情にあった整備手法の提案・説明を行い、理解を得て頂くことを目的として環境省の主催によって開催されるものです。

2. 開催場所・開催時期

①栃木県宇都宮市

日 時：令和5年10月27日(金)

場 所：ライトキューブ宇都宮

住 所：栃木県宇都宮市宮みらい1-20

電 話：028-611-5522

3. プログラム（案）

時間割	時間 (分)	
13:00～	—	受付開始
13:30	—	開会
13:30～13:35	5	開会挨拶
13:35～14:00	25	来賓挨拶・市町村長紹介
14:00～14:30	30	講演1「これからの浄化槽について」(仮) (環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長 沼田 正樹)
14:30～15:00	30	講演2 調整中
15:00～15:05	5	質疑応答
15:05～15:15	10	休憩
15:15～15:45	30	講演3「社会情勢の変化とこれからの污水処理事業」(仮) (常葉大学社会環境学部名誉教授 小川 浩)予定
15:45～16:15	30	講演4「デジタルの活用」(仮) (調整中)
16:15～16:25	10	質疑応答
16:25～16:30	5	閉会挨拶
16:30	—	終了

令和4年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書

	予算額	決算額
歳入	29,298,000 円	29,310,705 円
歳出	29,298,000 円	27,592,350 円
歳入歳出差引額		1,718,355 円

令和4年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	収 入 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		7,497,000	7,524,830	27,830
	1 負 担 金	7,497,000	7,524,830	27,830
2 補 助 金		8,749,000	8,735,900	△ 13,100
	1 助 成 金	8,749,000	8,735,900	△ 13,100
3 繰 入 金		7,903,000	7,903,000	0
	1 基 金 繰 入 金	7,903,000	7,903,000	0
4 繰 越 金		5,147,000	5,146,304	△ 696
	1 繰 越 金	5,147,000	5,146,304	△ 696
5 諸 収 入		2,000	671	△ 1,329
	1 預 金 利 子	2,000	671	△ 1,329
歳 入 合 計		29,298,000	29,310,705	12,705

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出 済額との比較
1 会議費		1,455,000	1,119,252	335,748
	1 会議費	1,455,000	1,119,252	335,748
2 総務費		23,078,000	22,559,555	518,445
	1 総務管理費	23,078,000	22,559,555	518,445
3 事業費		2,287,000	1,647,910	639,090
	1 政務費	2,286,000	1,647,910	638,090
	2 自治振興費	1,000	0	1,000
4 諸支出金		2,278,000	2,265,633	12,367
	1 諸支出金	2,278,000	2,265,633	12,367
5 予備費		200,000	0	200,000
	1 予備費	200,000	0	200,000
歳出合計		29,298,000	27,592,350	1,705,650

歳入歳出差引額

1,718,355 円

栃木県市長会
会長 佐藤 栄一

令和4年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算事項別明細書

1 歳 入

(単位:円)

款	項	目	予 算 現 額				収入済額	予算現額と収入済額との比較	備 考	
			当初予算額	補正予算額	計	節				
						区 分				金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金		7,497,000	0	7,497,000			7,524,830	27,830	
			7,497,000	0	7,497,000			7,524,830	27,830	
		1 負 担 金	7,497,000	0	7,497,000			7,524,830	27,830	
		1 各 市 負 担 金				4,576,000	4,576,000	0	法令外負担金14市分(人口割 50% 均等割 50%)	
		2 人 件 費 負 担 金				2,921,000	2,948,830	27,830	栃木県町村会からの負担金	
2 補 助 金	1 助 成 金		8,749,000	0	8,749,000			8,735,900	△ 13,100	
			8,749,000	0	8,749,000			8,735,900	△ 13,100	
		1 助 成 金	8,749,000	0	8,749,000			8,735,900	△ 13,100	
		1 振 興 協 会 助 成 金				7,460,000	7,460,000	0	地域活性化センター会費、団体活動助成	
		2 全 国 市 長 会 等 助 成 金				1,289,000	1,275,900	△ 13,100	全国市長会助成金・保険加入促進費	
3 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金		7,903,000	0	7,903,000			7,903,000	0	
			7,903,000	0	7,903,000			7,903,000	0	
		1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	7,903,000	0	7,903,000			7,903,000	0	
		1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金				7,903,000	7,903,000	0		
4 繰 越 金	1 繰 越 金		4,908,000	239,000	5,147,000			5,146,304	△ 696	
			4,908,000	239,000	5,147,000			5,146,304	△ 696	
		1 繰 越 金	4,908,000	239,000	5,147,000			5,146,304	△ 696	
		1 前 年 度 繰 越 金				5,147,000	5,146,304	△ 696	前年度繰越金	
5 諸 収 入	1 預 金 利 子		2,000	0	2,000			671	△ 1,329	
			2,000	0	2,000			671	△ 1,329	
		1 預 金 利 子	2,000	0	2,000			671	△ 1,329	
		1 預 金 利 子				1,000	516	△ 484	普通預金利子	
		2 財 政 調 整 基 金 運 用 利 子				1,000	155	△ 845	定期預金利子	
歳 入 合 計			29,059,000	239,000	29,298,000			29,310,705	12,705	

款	項	目	予 算 現 額				支出済額	不 用 額	備 考		
			当初予算額	補正予算額	予算流用額	計				節	
										区分	金額
	2 自治振興費		1,000	0	0	1,000			0	1,000	
		1 情報発信費	1,000	0	0	1,000			0	1,000	
							11 役 務 費	1,000	0	1,000	
4 諸 支 出 金			2,039,000	239,000	0	2,278,000			2,265,633	12,367	
	1 諸 支 出 金		2,039,000	239,000	0	2,278,000			2,265,633	12,367	
		1 諸 支 出 金	2,037,000	0	0	2,037,000			2,026,500	10,500	
							18 負担金・補助 及び交付金	2,037,000	2,026,500	10,500	
		2 基金積立金	2,000	239,000	0	241,000			239,133	1,867	
							24 基金積立金	241,000	239,133	1,867	
5 予 備 費			200,000	0	0	200,000			0	200,000	
	1 予 備 費		200,000	0	0	200,000			0	200,000	
		1 予 備 費	200,000	0	0	200,000			0	200,000	
							予 備 費	200,000	0	200,000	
歳 出 合 計			29,059,000	239,000	0	29,298,000			27,592,350	1,705,650	

令和4年度

栃木県市長会
財産に関する調書

栃木県市長会

令和4年度 栃木県市長会財産に関する調書

1 財 産

有価証券

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
とちぎテレビ株券	4,800株	0株	4,800株

(※1株：50,000円)

2 物 品

物 品 名	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
パネルスクリーン	3台	0台	3台
コートハンガー	1台	0台	1台
冷蔵庫	1台	0台	1台
キャビネット	11台	0台	11台
手提げ金庫	1台	0台	1台
O A デスク	1台	0台	1台
テプラ	1台	0台	1台
デスク	4台	0台	4台

物 品 名	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
脇 机	2 台	0 台	2 台
椅 子	3 台	0 台	3 台
ラ ッ ク ワ ゴ ン	2 台	0 台	2 台
茶 器 類 整 理 棚	1 台	0 台	1 台
長 机	2 台	0 台	2 台
ロ ッ カ ー (4人用)	1 台	0 台	1 台
電 話 機	1 台	0 台	1 台
デ ジ タ ル メ モ リ ー レ コ ー ダ ー	1 台	0 台	1 台

3 基 金

栃木県市長会財政調整基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現 金	15,630,837円	▲7,663,867円	7,966,970円

○保管状況

預入内訳

(足利銀行 県庁内支店)

¥782,000— (スーパー定期) 令和5年4月17日満期 0.002%

(足利銀行 県庁内支店)

¥7,184,970— (スーパー定期) 令和6年2月16日満期 0.002%

計¥7,966,970—

監査の意見書

令和4年度栃木県市長会歳入歳出決算に係わる諸帳簿並びに関係書類について審査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和5年 6月 15日

栃木県市長会

監事 日光市長

松川昭一 

令和5年 6月 16日

監事 那須烏山市長

川俣純子 

令和6年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議の基本方針（案）

1 審議にあたって

日本経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方、世界的な物価高騰や金融引き締めによる海外景気の下振れリスクなどの課題を抱えており、国においては、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進することとしています。

また、県内市町においても、物価高騰によるコスト増など厳しい財政状況の中で、感染症対策はもとより、少子化対策をはじめとする人口減少対策や防災・減災対策、自治体DXの推進やカーボンニュートラルの実現など、様々な課題への取組が必要となっています。

このような状況の中、令和6年度の法令外負担金審議にあたっては、各団体に対して、自立した団体運営について検討を促すことはもとより、各市町において、各団体の事業の必要性や効率性等について評価を行うとともに、物価高騰によるコスト増などに対する市町負担の必要性も精査し、市町負担金の適正化を図るものとします。

2 これまでの経過

定率減額や前年度決定額を限度額とする抑制措置をはじめ、各団体の事業内容等の精査を重視した事業評価などを基に、負担金の減額、廃止等を行い、特に令和5年度は増加傾向にあった繰越金や財政調整基金の積極的な活用を促し、適正化を図ってきました。

※ 別紙「法令外負担金の推移」参照

3 基本方針

法令外負担金申請団体においては、自立した団体運営を基本に、創意工夫を図りながら、効率的な事業実施と適正な負担金の申請を行う必要があります。

令和6年度の法令外負担金審議にあたっては、原則、前年度決定額を基準とします。なお、各団体の運営費用について、物価高騰によるコスト増が想定されるところであり、市町負担の必要性を精査します。また、令和5年度の負担金について、繰越金や基金等の活用などにより減額となった団体については、別途調整とします。

さらに、各団体の事業等の評価を行うため、各市町への事前アンケート調査を実施するとともに、昨年度の法令外負担金の決定にあたり全団体に意見（※）を付した繰越金等の状況について確認し、法令外負担金の適正化を図るものとします。

※ 参考：全団体に付した意見

- ・ 令和5年度の負担金を各市町に請求する際には、事業の必要性や実施方法などを十分に吟味し、令和4年度の繰越額や財政調整基金等の状況を踏まえ、改めて市町の負担軽減について検討すること。
- ・ 予算執行においても、ICTの活用など支出の縮減を工夫すること。

※ 具体的には「令和6年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議要領」を参照のこと

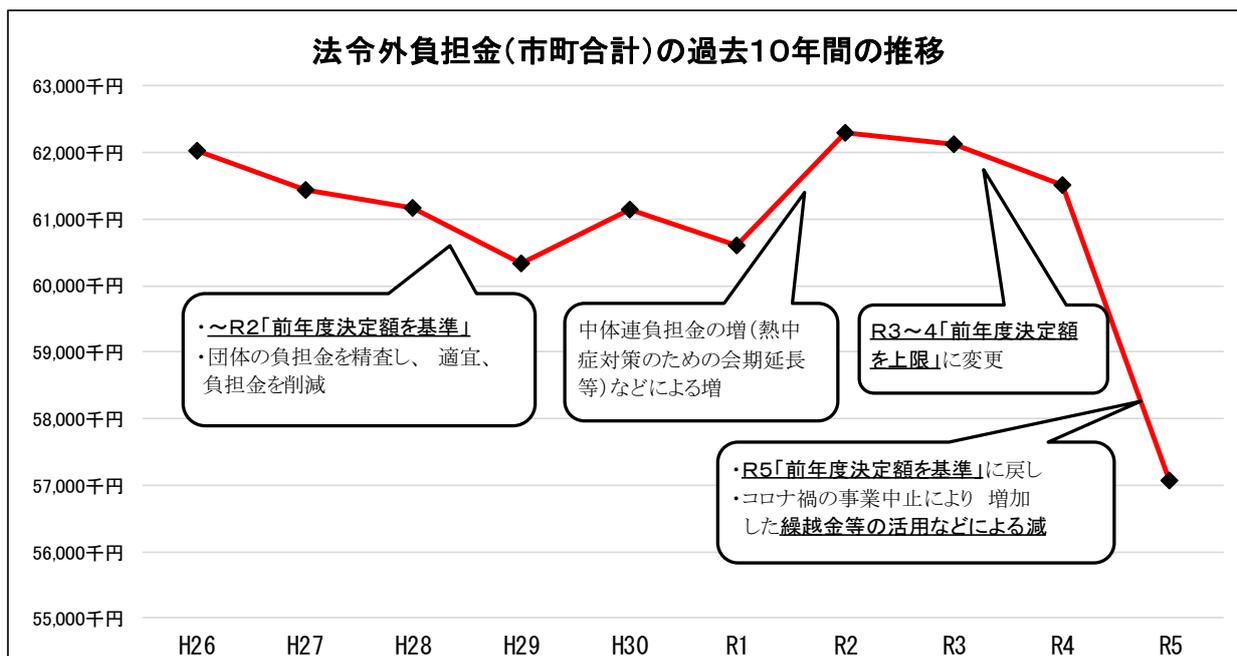
法令外負担金の推移

◇過去10年間の推移 (H26~R5)

申請団体数 41団体 (H26) ⇒ 35団体 (R5) △6団体
 負担金額 62,035,500円 (H26) ⇒ 57,059,900円 (R5) △4,975,600円 (△8.0%)

年度	経 過	審議対象 団 体 数	負担金額 〔計 市 町〕	対前年比 (%)
令和 5	<ul style="list-style-type: none"> 前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 コロナ禍により増加した繰越金等の活用が見込めることから3団体の負担金を減額し、2団体の負担金を全額認めないこととしたほか、全団体に市町の負担軽減等に係る意見を付した。 	35	57,059,900	△ 7.2
			47,200,500	△ 7.3
			9,859,400	△ 6.7
4	<ul style="list-style-type: none"> 前年度決定額を上限とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 2団体に事業の在り方等に係る文言を付したほか、全団体に市町の負担軽減等に係る意見を付した。 	35	61,511,600	△ 1.0
			50,942,600	△ 0.9
			10,569,000	△ 1.3
3	<ul style="list-style-type: none"> 前年度決定額を上限とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 4団体に団体の運営や事業の在り方について文言を付した。 	37	62,124,400	△ 0.3
			51,412,600	△ 0.2
			10,711,800	△ 0.5
2	<ul style="list-style-type: none"> 前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 1団体の負担金を減額し、3団体に事業の在り方や繰越金の削減等の改善策を求めた。 	38	62,303,100	2.8
			51,534,600	3.0
			10,768,500	1.9
平成 26	<ul style="list-style-type: none"> 前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 3団体に事業の在り方や繰越金の削減等の改善策を求めた。 	41	62,035,500	10.7
			50,372,300	9.0
			11,663,200	18.5

※ 市町村関連総括表より(平年度事業のみの金額であり単年度事業は含まない。)



令和6年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議要領（案）

令和6年度の法令外負担金については、「令和6年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議の基本方針」に基づき、各団体においては、自立した団体運営を基本に、効率的な事業実施と適正な負担金の申請を行うことはもとより、各市町において、各団体の事業の必要性、効率性、効果、コストの妥当性等について評価を行うとともに、物価高騰によるコスト増などについて対応の必要性を精査し、市町負担金の適正化を図るものとする。

- 1 審議対象は、原則として県単位の団体で、その経費の全部又は一部について市町に負担を求めようとする団体とする。
- 2 現下の市町財政の状況に鑑み、次に該当する団体は、負担金の廃止・縮小を検討する。
 - (1) 予算額（財団・社団・公法人にあっては、負担金充当事業の予算額）に対する負担金額の割合が極端に低く、事業収入・会費（個人）収入がある団体
 - (2) 県が負担金・補助金を削減した団体
 - (3) 繰越金等が累積増加している団体
 - (4) 事業が縮小傾向にあり、必要性が少なくなっている団体
 - (5) 社会情勢や環境変化等に対応した事業効率化が滞っている団体
 - (6) その他、審議において必要とされた団体
- 3 団体の事業に係る経費について、次に該当すると見込まれるものは負担の対象外とする。
 - (1) 国又は県が市町のみを負担転嫁させている経費
 - (2) 研修視察旅行の経費及び多額の食糧費、旅費等
 - (3) 職員の表彰等の経費
 - (4) 県及び市町職員に対する餞別、慶弔及びこれに類する経費
 - (5) 申請団体が他の団体へ出す助成金等
- 4 令和6年度の市町負担金については、原則、前年度の決定額を基準とする。
 - ・ 各団体の運営費用について、物価高騰によるコスト増が想定されるところであり、社会情勢や各団体の運営状況等を踏まえ、市町負担の必要性を精査することとする。
 - ・ 令和5年度の負担金について、繰越金や基金等の活用などにより減額となった団体については、改めて審議を行うこととする。
 - ・ 市町負担額の単位は百円以上とする。
- 5 団体が負担金を求めようとする市町については、令和6年4月1日現在の市町とする。
- 6 負担金の算出基礎は、次によるものとする。
 - (1) 人口・世帯数にあっては令和2年国勢調査確定値とする。
 - (2) 児童・生徒数にあっては令和4年度学校基本調査報告書とする。
 - (3) 施設数等を算出基礎とする場合は、令和5年度末の施設箇所数等（データがない場合は令和4年度末）を基礎とする。
 - (4) その他のものについては、直近の統計資料を用いるものとする。
 - (5) (1)から(4)までに該当しないものは、従前の算出基礎を用いるものとする。

令和6年度法令外負担金審議日程（案）

- ◇ 審議方針（案）の市町財政担当課長への意見照会 6月27日（火）
締切 7月 6日（木）

- ◇ 審議方針協議

- ・市長会 7月18日（火）（市長会議）
（6月30日（金）秘書担当課長会議）
- ・町村会 7月20日（木）（正副会長会議）

- ◇ 各団体あて申請通知送付 7月20日（木）

- ◇ 各団体からの申請締切 8月25日（金）

団体調書・申請書等の資料取りまとめ

- ◇ 各市町へ調査 9月 1日（金）
締切 9月22日（金）

- ◇ 申請団体ヒアリング 10月上中旬

- ◇ 幹事会 11月22日（水）

- ◇ 最終審議

- ・市長会 1月12日（金）（市長会議）
- ・町村会 1月19日（金）（町村長会議）

- ◇ 各団体へ結果通知 1月下旬

栃木県市長会代表の役職

令和5年7月18日現在

番号	役職名	任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	3年(～令和6.7.6)								○					
2	栃木県都市計画審議会	委員	2年(～令和6.4市長会議)									○				
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	3年(～令和6.7.6)									○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	2年(～令和6.6総会)				理	理						監	理	
5	栃木県医療審議会	委員	2年(～令和6.11.30)													○
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	3年(～令和7.11.30)				○					○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	3年(～令和8.6.30)						○							
8	(公財)栃木県市町村振興協会	評議員	4年(～令和6.6評議員会)											評		
8	(公財)栃木県市町村振興協会	監事	2年(～令和6.6評議員会)											監		
9	栃木県水防協議会	委員	3年(～令和7.5.31)												○	
11	栃木県環境審議会	委員	3年(～令和7.7.31)								○					
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	3年(～令和6.3.31)				○									
13	(公財)栃木県国際交流協会	評議員	4年(～令和9.6評議員会)							○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	3年(～令和6.12.6)			○										
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事	4年(～令和6.6評議員会)					監	評							評
15	(公財)とちぎ建設技術センター	理事	2年(～令和6.6評議員会)							理						理
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	3年(～令和7.9.30)		○											
17	とちぎ産地消県民運動実行委員会	委員	2年(～令和6.4市長会議)						○							
18	栃木県市町村総合事務組合	議員	2年(～令和6.3.31)			○					○			○	○	
19	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	3年(～令和8.3.31)		○			○								
20	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事	2年(～令和7.6総会)									○				
21	(公財)栃木県育英会	理事	2年(～令和7.6評議員会)											○		
22	とちぎ創生15戦略評価会議	委員	5年(～令和8.3.31)													○
23	(一社)栃木県農業会議	理事	2年(～令和6.6総会)				○									
24	保証事業栃木協議会	委員	2年(～令和6.6.30)		○											
25	栃木県緑の少年団連盟	理事	2年(～令和6.7総会)			○										
26	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	2年(～令和6.4市長会議)										○			
27	栃木県競技力向上対策本部	委員	2年(～令和7.3.31)		○											
28	園芸大國とちぎづくり推進会議	委員	2年(～令和6.4市長会議)							○						
29	日本郵便(株) 郵政事業有識者懇談会(栃木エリア)	委員	2年(～令和7.3.31)				○									
30	とちぎグリーン農業推進協議会(仮称)	委員	3年(～令和7.3.31)						○							
31	栃木県森林審議会委員	委員	2年(～令和6.10.31)※今期は市長会推薦、次期は町村会推薦				○									
32	G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合推進協議会	委員	協議会が解散する日まで(～令和5年度中)			○										
33	「文化と知」の創造拠点整備構想策定検討委員会	委員	令和5.6～令和6.12			○										

◎改選する役職

10	栃木県社会福祉審議会	委員	3年(～令和5.7.31)								○					
----	------------	----	---------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

○改選のものを除いた代表役職の現在の就任数

0 4 5 3 4 3 3 3 3 4 3 4 3 3

栃木県市長会代表役職の選出方法

◆各市長の役職数 ⇒ 5つ以内とする。

ただし、会長は原則として役職に就任しない。

◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

代表役職が、4つ以内の市長の希望を確認する。

①1市の場合 ⇒ 希望市に決定

②複数市の場合 ⇒ 希望市の中で就任役職の少ない市から建制順

③希望市なしの場合 ⇒ 5つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順

なお、任期のある役職については、任期満了後、上記の手続きを取り、任期のない役職については、2年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

ただし、任期のない役職のうち、全国市長会の協議会の役職については、任期は委員である市長が退任するまでとし、退任した場合に上記の手続きを取ることとする。

◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則 この取決めは、平成12年10月6日から適用する。

ただし、任期のない役職については、平成13年度から適用する。

附則 この取決めは、平成15年1月15日から適用する。

附則 この取決めは、平成15年8月4日から適用する。

附則 この取決めは、平成16年4月13日から適用する。

○栃木県社会福祉審議会条例

平成十二年三月二十八日
栃木県条例第二号

栃木県社会福祉審議会条例をここに公布する。

栃木県社会福祉審議会条例

(設置)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する事項を調査審議する合議制の機関として栃木県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一二条例四二・平一二条例五二・平二五条例五一・一部改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十四人以内で組織する。

(平二六条例二一・追加)

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二六条例二一・旧第二条線下)

(委員長の職務の代理)

第四条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(平二六条例二一・旧第三条線下)

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(平二六条例二一・旧第四条線下)

(専門分科会)

第六条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(平二六条例二一・旧第五条線下)

(民生委員審査専門分科会)

第七条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(平二六条例二一・旧第六条線下)

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(平二六条例二一・旧第七条線下)

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(平二六条例二一・旧第八条線下)

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に栃木県社会福祉審議会又は栃木県児童福祉審議会の委員又は臨時委員に任命されている者は、審議会の委員又は臨時委員とみなし、その任期は、平成十四年七月三十一日までとする。

附 則(平成一二年条例第四二号)

栃木県社会福祉審議会条例

この条例は、公布の日から施行し、第三条(栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例第一条の二第二号口の改正規定に限る。)の規定による改正後の栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例の規定は、平成十二年六月七日から適用する。

附 則(平成一二年条例第五二号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成二五年条例第五一号)抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成二五年規則第四七号で平成二五年一〇月二一日から施行)

附 則(平成二六年条例第二一号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

令和5年7月3日

各位

国立大学法人宇都宮大学

学長 池田 幸

【公印省略】

地域経営研究会のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は宇都宮大学の地域連携・産学官金連携活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

栃木県及び25市町との連携協定が結ばれ、様々な連携を進めてきましたが、この度、地域連携の強化の一環として、持続可能な地域経営について検討・実践する「地域経営研究会」の設置・活動を行いたいと考えております。

「地域経営研究会」の設置・活動におきましては、栃木県及び25市町の状況等を踏まえ、より実質的なものにしてまいりたいと考えておりますので、秋口の設置に向けて意見交換等を進めさせていただきたいと思っております。

本研究会の概要については以下のとおりです。本研究会の趣旨等についてご理解をいただき、ご参加いただければ幸いです。

敬具

記

<地域経営研究会について>

- 1 名称：地域経営研究会
- 2 日時：年度単位の活動（令和5年度は10月以降活動開始）
繁忙期に留意して月1回程度の不定期開催、平日15～17時を想定
- 3 場所：ハイブリッド（リアル、オンライン）開催、欠席者には後日動画配信・資料提供
- 4 設立趣旨：「地域活性化のエンジン」としての本学の使命のもと、地域課題に対応し、持続可能な地域経営の実現に向けて、自治体との共創を進める。
- 5 対象団体：県・25市町／事務局（宇都宮大学地域創生推進機構社会共創促進センター）
- 6 活動（共創）内容（案）：
 - ①地域課題の見える化（データ等に基づく地域分析）
 - ・地域課題の認識共有／各団体の予算策定のための基礎資料
 - ②特定課題への対応（例：地域DX、地域CN、スポーツツーリズム等）
 - ・重点的な対応が求められる特定課題について課題解決に向けた検討・実践を行う。
 - ③地域データベースの構築・運用
 - ・地域経営関連データの集約・提供
 - ④その他
 - ・地域経営に関する業務遂行、情報共有・情報発信など
- 7 参加費：無料
- 8 事務局（担当者）：宇都宮大学地域創生推進機構社会共創促進センター（山田、荒井、篠原）
- 9 今後のスケジュール：令和5年7月11日（火）オンライン説明会（別途ご案内）
（※栃木県とは別途調整）
7月18日（火）市長会 資料配布
8月18日（金）副市長会 説明
9月26日（火）副町長会 説明
10月中旬 参加登録（各回の出席は任意）

国立大学法人宇都宮大学 地域創生推進支援室
TEL:028-649-5502（社会共創促進センター）
E-mail: rmw@cc.utsunomiya-u.ac.jp